Baker McKenzie.

「リアルライツ：法務執行機関に関わる若者たち」

Tokyo, Japan

リアルライツ (Real Rights)プロジェクトは、若者、特に有色人種、少数派、及び弱い立場にある人々に、法執行機関とのやり取りに関する具体的なガイダンスを提供するために、ベーカーマッケンジーと Global Initiative on Justice with Children によって立ち上げられました。 私達は、リアルライツ (Real Rights) プロジェクトと 1,500 人を超えるボランティア専門家の無償の活動のおかげで、最初の接触から職務質問、呼び止めと通報に至るまで、子どもが警察と遭遇したときに生じる質問に対する回答をまとめた、明確でアクセス可能なデータベースを作成しました。

このプロジェクトへの支援にご興味がある場合は、各都市のページにある「フィードバック」ボタンをクリックするか、realrights@bakermckenzie.com にメールを送信してください。

権利：

法執行機関に遭遇した場合、私にはどのような権利がありますか?

質問

- 路上で警察に呼び止められた、さあどうする？
- 警察はいつあなたとあなたの周囲を捜索することができますか?
- 警察があなたを逮捕できる理由
- 警察が私に何をすべきか指示するのと、何かをするように頼むことの違い。
- 警察はあなたを逮捕するために令状が必要ですか?
- 自分が逮捕されているかどうかをどうやって知ることができますか?
- 自分の権利について警告を受けた後にすべきこと
- 警察の尋問
- 弁護士にいつどのように連絡すればよいですか?
- 警察は常に真実を語らなければならないのでしょうか？
- 質問がある場合、または自分の権利が侵害されていると感じた場合、どのように苦情を申し立てればよいですか?
- 自分が差別や人種差別の被害者であると感じたらどうすればよいですか?

路上で警察に呼び止められた、さあどうする？

Proposed Information

It is important to follow this advice:

- 落ち着いてください。走るのは得策ではありません。注意深く、また、はっきりと話してください。あなたが言うことは、全て法廷であなたに不利に利用される可能性があります。

back to top

- 警察に手が触れないようにしましょう。警察の目の届くところに手を置いてください。
- たとえあなたが無実であっても、あるいは警察が不当または違法な行為をしていると思われる場合でも、抵抗することは得策ではありません。

質問に答えることを拒否した場合、警察は逮捕できますか？

いいえ、警察官は、あなたが質問に答えることを拒否したからといってあなたを逮捕することはできません。ただし、早急に釈放されるように、合理的な範囲で協力するべきでしょう。

警察官は、状況によっては誰でも呼び止めて職務質問することが出来ますが、呼び止められた人に質問に答える義務はありません。（警察官職務執行法第 2 条第 1 項及び第 2 条第 3 項）。

一般的に、警察官は、あなたが犯罪を犯しているとき、または犯罪直後でない限り、令状*がなければあなたを拘束したり、捜索したり、逮捕したりすることはできません。（刑事訴訟法第 62 条、第 106 条、第 199 条第 1 項、第 212 条第 1 項、第 212 条の 2 及び第 213 条）。

※令状とは、警察に捜索、財産の押収、逮捕の権利を与える、裁判官が発行する文書です。

主な主な情報源：

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

警察官が身元を明かさない場合はどうですか？

警察官があなたを呼び止めて職務質問した場合は、警察官に身分署名を要求することができます。警察官に、実際に警察官であることを確認するために、いつでも警察バッジや身分証明書の提示を求めることができることを覚えておいてください。

警察官は職務遂行のために身分証明書の提示が必要な場合、警察バッジと身分証明書を提示しなければなりません。（警察手帳規則第 5 条）

警察規則ハンドブック（英訳版はありません）

警察手帳規則 | e-Gov 法令検索

back to top

警察官が私に話し始めただけで、私に何も命令しなかったらどうしますか?

彼らがあなたに理由を告げるときは、礼儀正しくし、合理的な範囲で協力してください。警察官の質問に答えることを拒否することもできますが、早急に釈放されるよう、適度な範囲で質問に答えることをお勧めします。

警察官は、状況によっては誰でも呼び止めて職務質問することが出来ますが、呼び止められた人に質問に答える義務はありません。（警察官職務執行法第 2 条第 1 項及び第 2 条第 3 項）。

一般的に、警察官は、あなたが犯罪を犯しているとき、または犯罪直後でない限り、令状*がなければあなたを拘束したり、捜索したり、逮捕したりすることはできません。（刑事訴訟法第 62 条、第 106 条、第 199 条第 1 項、第 212 条第 1 項、第 212 条の 2 及び第 213 条）

誰かが犯罪を犯したと疑う相当な理由または十分な相当な理由がある場合、裁判所は拘留/逮捕状を発行することができます。（刑事訴訟法第 60 条第 1 項及び第 199 条第 1 項）。

※令状とは、警察に捜索、財産の押収、逮捕の権利を与える、裁判官が発行する文書です。

主な主な情報源:

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

警察官が制服を着ていないか、警察官であると確認出来ないが、私は警察官だと思う場合はどうなりますか？

相手が、あなたを呼び止めて職務質問した場合は、警察バッジまたは身分証明書の提示を要求できます。

警察官は職務遂行のために身分証明書の提示が必要な場合、警察バッジと身分証明書を提示しなければなりません。（警察手帳規則第 5 条）

警察規則ハンドブック（英訳版はありません）

警察手帳規則 | e-Gov 法令検索

弁護士抜きで話したくないことを警察に伝えることはできますか?

はい。警察官に呼び止められて取り調べを受けているとき、逮捕中、拘留中など、いつでも弁護士に依頼することができます。また、黙っていても構いません。ただし、警察は弁護士に会う前に最初の取り調べを開始することができます。

逮捕または勾留中の人は、常に黙秘したり、起訴の前及び後で、職務質問に答えることを拒否することができます。（刑事訴訟法第 198 条の 2 及び第 311 条第 1 項）

back to top

逮捕または勾留されている者には弁護士を依頼する権利があり、弁護士を雇うのが困難な場合には、日本政府が費用を負担して弁護士を雇うことができます。（刑事訴訟法第 77 条第 1 項、第 203 条第 1 項

ただし、刑事訴訟法には、警察官、検察官、裁判官が弁護士と面会する前にあなたに質問することを禁じるものはありません。

主な情報源：

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

座ったら抵抗している？

状況によります。ただし、いずれの場合も体調不良など正当な理由がない限りは行わないでください。座り込むこと自体は法律違反ではありませんが、警察官はあなたが協力的でないと判断し、不利な状況に陥る可能性があります。そうする必要がある場合は、最初にその旨を伝える必要があります。

主な情報源：

一般論なのでソースはありません。

集団で呼び止められて、何人かの子供が走って逃げた場合、私も走ってもいいですか？

いいえ、職務質問への回答を拒否することはできますが、警察官は合理的な暴力を行使してあなたに職務質問することができます。また、逃走中に警察官に暴行や脅迫をした場合には、刑事責任である公務執行妨害・強要罪に問われる可能性があります。

警察官は、「犯罪に関与していると疑うに足りる相当な理由があるとき」には、人を呼び止めて職務質問することができます（警察官職務執行法第 2 条第 1 項）。

一般的に、日本の最高裁判所は、警察官職務執行法第 2 条に基づき、警察官は不審者を呼び止め、取り調べするために相当な実力を行使することができると判示しています。ただし、最高裁判所は「相当な実力」とは何かを明確に定義はしていません*。

警察に呼び止められ職務質問された際に、逃走する中で、警察官に暴行や脅迫をして職務を妨害した場合は、公務執行妨害または強要罪に問われる可能性があります。（刑法第 95 条第 1 項）

主な情報源

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

  刑法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

※無料で入手できる判例の情報はありませんでした。ある法律事務所の記事の中には「合理的な強制力」について日本語で説明されているものもあります。

back to top

他の人（兄弟など）に逃げるように言えますか?

いいえ。どのような場合でも、絶対に行わないでください。

警察官は、逮捕や逃走防止のために必要と判断した場合、武力や武器を使用することができます。（警察官職務執行法第 7 条）警察官が正当な理由または逮捕状を持っている場合に、他人に逃げるように告げることは、その人を危険にさらすことになります。

さらに、「罰金以上の刑に処せられる犯罪を犯した、あるいは監禁から逃れた他人」を隠蔽したり、それを可能にしたりした場合には、刑事責任である犯罪者隠蔽罪に問われることになります。（刑法第 103 条）

警察官が令状なしに人を呼び止めて職務質問しようとした際に、逃げるように言った場合は、刑事責任は問われません。ただし、警察官に呼び止められ、なぜそうしたのか質問される可能性があります。（警察官職務執行法第 2 条第 1 項。）警察官は、警察官職務執行法第 2 条第 1 項に基づき、不審者を制止し、取り調べるために相当な実力を行使することができることに留意してください（「相当な実力」とは何か、最高裁判所は明確に定義していません）。*)。

警察官があなたを呼び止めて職務質問したときに、逃げようとして警察官に暴行や脅迫をした場合は、公務執行妨害または強要として刑事責任を問われることになるので注意しましょう。（刑法第 95 条第 1 項）

主な情報源

刑法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

  ※無料で入手できる判例の情報はありませんでした。ある法律事務所の記事の中には「合理的な強制力」について日本語で説明されているものもあります

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

警察官の言語が私の第一言語ではない場合、私の権利を放棄せずにその旨を警察官に伝えることができますか?

その言語があなたの第一言語ではないことは伝えられます。

海外で拘束または逮捕された場合は、自国の領事館職員に通知してほしい旨を警察官に伝えて下さい。日本の当局は、領事関係に関するウィーン条約に基づき、あなたが領事代理人と面会する権利があることをあなたに通知する義務を負っています。ただし、あなたから求められない限り、領事館にあなたの拘留または逮捕を通知する義務はありません。

以下の例文を使用してください

- "I cannot speak Japanese." = "Watashi wa Nihon-go ga hanase masen." (日本語を話すことができません。)

back to top

- "Please notify US consular" = "America no ryo-ji-kan ni oshirase kudasai." (米国領事館にお知らせください。)

An overview of the criminal law system in Japan - Travel.gc.ca

私が何もしなかったら、彼らは私を呼び止めることはできますか？

はい。警察官は、「犯罪に関与していると疑うに足りる相当な理由があるとき」に、誰でも呼び止めて職務質問することができます（警察官職務執行法第 2 条第 1 項）。たとえあなたが何もしていなくても、警察間は周囲の状況から判断して、あなたを呼び止めて職務質問することができます。

警察官の質問に答えることを拒否することもできますが、何もしていないと説明して早期に釈放してもらうためにも、適度な範囲で質問に答えることをお勧めします。

警察官職務執行法

警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

警察はいつあなたとあなたの周囲を捜索することができますか?

Proposed Information

It is important to follow this advice:

- あなたには、令状なしの捜索を拒否する権利があります。
- あなたには、令状のない車、家、その他の周囲の捜索を拒否する権利があります。
- 令状がない捜索に応じないからといって、逮捕されることはありません。
- 令状は裁判所の命令なので、捜索に同意するしかありません。

警察官が私の携帯電話を捜索したい場合はどうすればよいですか?

警察官が携帯電話を捜索または押収するには、令状が必要です。ただし、あなたが逮捕され、捜索または押収が逮捕の場所と時間で、関連する犯罪の捜査に必要な範囲で行われる場合を除きます。（刑事訴訟法第 218 条第 1 項及び第 220 条第 1 項第 2 号）

主な情報源

刑事訴訟法

刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

警察官に携帯電話のパスワードを尋ねられたらどうしますか?

たとえ警察があなたの携帯電話を捜索または押収する令状を持っていたとしても、あなたの携帯電話のパスワードを警察に伝える必要はありません。そうは言っても、あなたの携帯電話が令状に基づいて合法的に押収されている場合、警察はあなたの携帯電話のロックを解除

back to top

するために第三者のサービスプロバイダーを雇う可能性があります。（刑事訴訟法第 222 条第 1 項、第 111 条第 2 項）

主な情報源

刑事訴訟法

刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

私のパスワードや携帯電話へのアクセス権を渡すように言われたらどうしますか?

警察があなたの携帯電話を捜索または押収する令状を持っていたとしても、パスワードやその他の携帯電話へのアクセス方法を警察に伝える必要はありません。ただ、あなたの携帯電話が令状に基づいて合法的に押収されている場合、警察はあなたの携帯電話のロックを解除するために第三者のサービスプロバイダーを雇うことができます。（刑事訴訟法第 222 条第 1 項、第 111 条第 2 項）

主な情報源

刑事訴訟法

刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

逮捕されていないときにデバイスのパスワードを要求されたら、教える必要がありますか?彼らがただそれを求めたらどうなるでしょうか？

携帯電話のパスワードを伝える必要はありません。ただ、令状に基づいて携帯電話が合法的に押収された場合、警察は第三者のサービスプロバイダーを雇ってデバイスのロックを解除することができます。（刑事訴訟法第 222 条、第 111 条、第 197 条）

主な情報源

刑事訴訟法

刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

警察は私を捜索するためにどのようなツールを使用できますか?どのような技術ですか? (顔認識、隠しカメラ、指紋検索など)

警察は顔認識や指紋検索など、ほぼすべてのツールを使用できます。民間団体や個人は、捜索令状があれば、SNS で情報提供するなど警察に協力しなければなりません。（刑事訴訟法第 218 条第 1 項）。

また、重大な刑事事件（殺人、放火、強盗、窃盗、違法薬物の取引など）の場合、警察は傍受令状に基づき、電話での会話などの私的な通信を傍受することができます。（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第 3 条第 1 項）

主な情報源

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

back to top

- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

  犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

私のバックパックやその他の持ち物は調べられますか?

いいえ。警察官が捜索令状を持っていない限り、またはあなたが逮捕され、逮捕された場所と時間で、関連する犯罪の捜査に必要な範囲で捜索または押収が行われない限り、警察はあなたのバックパックや所持品を捜索することはできません。（刑事訴訟法第 218 条第 1 項及び第 220 条第 1 項第 2 号）

持ち物を見せる必要はありませんが、適度に協力する必要があります。警察官には、特定の状況においてあなたを呼び止めて質問する権限があることに注意する必要があります。（警察官職務執行法第 2 条第 1 項、第 2 条第 3 項）

主な情報源

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

私の写真を撮ったり、録音したりすることはできますか

はい、(a) 令状がある場合、または (b) 実際に犯罪が行われた際に、またはその直後に、犯罪の証拠を確保するために緊急に、必要な合理的な範囲でそのような行為が行われる場合、警察はあなたの許可なしにあなたの写真を撮ったり録音したりすることができます。（刑事訴訟法第 218 条第 1 項及び第 220 条第 1 項第 2 号）

彼らは私がどこへ行くのか、そしてなぜ行くのか尋ねることはできますか?

はい、可能です。ただし、これらの質問への回答を拒否したり、なぜ止められているのかを尋ねたりすることもできます。（警察官職務執行法第 2 条第 1 項及び第 2 条 3 項）。ただし、応答を拒否すると警察官があなたをさらに長く呼び止める可能性があるため、合理的な範囲で協力する必要があります。

主な情報源

警察官職務執行法

警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

back to top

警察があなたを逮捕できる理由

Proposed Information

It is important to follow this advice:

警察官があなたを逮捕できる理由としては、(i) あなたが犯罪を犯している（または犯した）という十分な推定原因があると疑われ、更に、(ii) 容疑者が逃走、隠蔽、または証拠を破壊する危険性を考慮して、逮捕の必要性があると判断された場合です。

原則として、警察官は逮捕に先立ち、令状を作成しなければなりません（日本国憲法第 33 条、刑事訴訟法第 199 条

ただし、警察官は、次のような緊急かつ例外的な場合には、事前に令状を作成せずにあなたを逮捕することができます：(i)　あなたが犯罪を犯し、または犯したばかりの者である（またはそうであるとみなされる）場合（刑事訴訟法第 212 条および第 213 条）、または (ii) 死刑、無期懲役、無期禁錮 、または、長期 3 年以上の懲役または禁錮に処せられる重大な犯罪を犯した (または犯したことがある) 十分な相当な原因があると疑われる場合（刑事訴訟法第 210 条）**。

その場合、どのような令状が提示されているのかを明確にする必要があります。

警察からの書類 / 令状を注意深く確認して、何がカバーされているのかを正確に理解することをお勧めします。

警察官があなたを逮捕した場合、警察官はあなたやあなたの住居を捜索する権利があります。この捜索中に見つかったものはすべて、証拠を入手した際に違法性がある限り、あなたに不利な証拠として使用される可能性があります。

*令状とは、一定の法的要件が満たされていると判断された場合に裁判官が発行する文書で、警察に捜索、財産の押収、または逮捕を行う権利を与えるものです。

** 刑事訴訟法第 210 条は、逮捕後直ちに逮捕状発付の手続きをしなければならないと定めています。

違法行為をしていない場合でも、警察の質問に答えなければなりませんか?

はい。

警察官は、不審な状況にある者を呼び止めて職務質問することはできますが、拘束したり、質問に答える義務はありません（警察官職務執行法第 2 条 1 項、第 2 条 3 項）。したがって、これらの質問に答えることを拒否することも、ただ黙っていることもできます。ただし、違法行為をしていない場合は、警察官と話し、質問にできるだけ答えることをお勧めします。質問に答えることを拒否した場合、警察官は予想よりも長い時間あなたを呼び止める可能性があります。不審な状況では警察官が合理的な暴力を行使してあなたを呼び止める場合があり、呼び止められたり質問されたりした理由を尋ねることができることに留意してください。

一般的に、日本の最高裁判所は、警察官は警察官職務執行法第 2 条に基づき、不審者を合理的な実力行使で呼び止め、尋問することができると判示している。ただし、日本の裁判所（最高裁判所を含む）が判決を下した例もいくつかあるものの、「合理的な強制力」に関する判決において、最高裁判所は警察官に許容される「合理的な強制力」とは何かを明確に定義はしていません。

主な情報源

back to top

- 日本国憲法

  日本国憲法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

彼らが調査中で、間違っていることを私に言ったらどうしますか?修正しなければなりませんか?

それらを修正することは可能ですし、そうするべきでしょう。基本的には警察官と可能な限り協力するのが一番です。ただし、警察署、交番、住宅交番などで事情を聞くよう求められた場合、逮捕状がない場合は出向を拒否できます。

同様に、質問に答えるよう強要しようとした場合には、答えを拒否することもできます（警察官職務執行法第 2 条第 3 項）。

主な情報源

警察官職務執行法

警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

警察官が私に話しかけてきただけで、何も命令しなかったらどうしますか?

礼儀正しく、合理的に協力し、理由を尋ねてください。このような警察官の質問には答えないこともできますが、早期に釈放してもらうためには、できるだけ答えた方がよいでしょう。

警察官は、不審な状況がある場合には、呼び止めて職務質問することができますが、質問に答える義務はありません（警察官職務執行法第 2 条第 1 項、第 2 条第 3 項）

一般的に、警察官は、(i) あなたが犯罪を犯しているか、犯罪を犯した直後、または (ii) あなたが重大な犯罪を犯罪を犯している（または犯罪を犯した）十分な正当な理由があり、及び緊急に逮捕する必要がある場合を除き、令状なしに人を捜索したり、財産を押収したり、逮捕したりすることはできません。日本国憲法第 33 条、第 35 条、刑事訴訟法第 199 条、第 210 条、第 212 条、第 213 条、第 220 条）

裁判官は、(i) 犯罪を犯している（または犯した）相当の理由があり、かつ、(ii) 被疑者が逃亡、証拠を隠蔽、または隠滅する危険性を考慮して逮捕の必要性を認めた場合、逮捕状を発行することができます。（刑事訴訟法第 199 条）。

主な情報源

- 日本国憲法

  日本国憲法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

back to top

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

逮捕されていることを知らされずに警察官に話すのと、逮捕されていることを知らされてから警察官に話すことの、法的な違いは何ですか?

これら 2 つの状況に大きな違いはありません。いずれの場合でも、警察官との会話は刑事手続きの際の証拠となります。本人の意思に反して発言する必要はありません。

警察官は、不審な状況があるときは、誰でも呼び止めて職務質問することができますが、答えを強要しようとする場合には、これを拒否することができます（警察官職務執行法第 2 条第 3 項）

逮捕又は勾留されている者は、起訴の前後においては、常に黙秘し、又は答えることを拒否することができます（日本国憲法第 38 条、刑事訴訟法第 198 条、第 291 条、第 311 条）

主な情報源

- 日本国憲法

  日本国憲法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

警察が私に何をすべきか指示するのと、何かをするように頼むことの違い。

警察が私または私の持ち物（電話、人、バックパック）を捜索することと、私が捜索に同意することの違いは何ですか?

違いは、警察官が捜索令状を持っているかどうかです。警察官が令状を持っていない場合、あなたやあなたの持ち物を捜索することを承諾する必要はありません。一方、犯罪捜査のため必要があると認められるときは、裁判官によって捜索令状が発行され、その令状を提示すれば、警察はあなたを捜索し、所持品を押収することができます（日本国憲法第 35 条、刑事訴訟法第 35 条）第 218 条）。

また、逮捕状により逮捕された場合、またはあなたが犯罪を犯したもしくは犯したばかりの場合には、警察官による捜索や所持品の押収が認められています（日本国憲法第 35 条、刑法第 35 条）。手順第 199 条、第 212 条、第 213 条および第 220 条)。

back to top

原則として（上記のような例外的な場合を除き）、あなたには警察官によるあなたまたはあなたの所持品の捜索を許可する義務はありませんが、警察官があなたが犯罪に関与していると疑う合理的かつ相当な理由があると判断した場合には、あなたを呼び止め、所持品について尋ねることがあります。（警察官職務執行法第 2 条第 1 項、第 2 条第 3 項）。質問や捜索を拒否することもできますが、違法行為をしていない場合には、速やかに釈放されるように、できる限り協力した方がよいでしょう（上記 3-a.～3-c.参照）

主な情報源

- 日本国憲法

  日本国憲法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

彼らが私に情報を提供するように言うのではなく、彼らが尋ねて私が自発的に答えるとしたらどうなるでしょうか

逮捕されているかどうかによって異なります。あなたが逮捕や拘留されていない状況で、警察官が情報を提供してほしいとだけ求めた場合は、何も答える必要はありません。ただし、可能な限り合理的に協力する必要があります (上記 3-a. ～ 3-c. を参照)。

警察官の質問に答える義務はありませんが、犯罪に関与していると疑うに足りる相当な理由がある場合には、警察官があなたを呼び止め、質問することがあります（警察官職務執行法第 2 条第 1 項、第 3 条第 3 項）。 ））。

逮捕又は勾留されている者は、起訴の前後においては、常時黙秘し、又は質問への回答を拒否することができます（日本国憲法第 38 条、刑事訴訟法第 198 条、第 291 条、第 311 条）。したがって、警察官があなたを逮捕または拘留した場合、あなたは黙秘することができます。この場合、警察官の質問に答える前に、まず米国大使館または領事館に通知し、弁護士を雇うとよいでしょう。ただし、刑事訴訟法の規定は、警察官、検察官、裁判官が、あなたが弁護士に会う前に質問を開始することを禁止していないことに注意してください。

なお、逮捕又は勾留されている者、又はその法定代理人、保佐人、配偶者、直系親族及び兄弟姉妹には、弁護人を選任する権利があります（日本国憲法第 34 条、刑事訴訟法第 30 条）。

弁護士をつけることが困難な場合には、日本政府が国選弁護人を任命します（日本国憲法第 37 条第 3 項、刑事訴訟法第 36 条、第 37 条から第 37 条の 5 まで）。

主な情報源

- 日本国憲法

  日本国憲法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

back to top

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

警察はあなたを逮捕するために令状が必要ですか?

Proposed Information

It is important to follow this advice:

- 常にではありません。警察官は、以下の場合には令状なしであなたを合法的に逮捕することができます。
  - 警察官の面前で犯罪が行われた、または行われているとき（刑事訴訟法第 212 条第 1 項、第 213 条）
  - 次に掲げる者が犯罪を犯してから日が浅いと明らかに認められるとき：
    - 犯罪者として追われている；
    - 盗品または犯罪に使用されたと思われる武器を所持している；
    - 身体または周囲に犯罪の顕著な証拠がある。または
    - 犯罪で告訴された後に逃亡しようとした場合（刑事訴訟法第 212 条 2 項および第 213 条）。または
  - 警察官が被疑者が重罪を犯したという相当な理由（疑うに十分な理由）を有しており、その行為が目の前で行われたか否かにかかわらず、裁判官に逮捕状を請求するには状況が緊急すぎる場合（刑事訴訟法）、第 210 条）。

私が何もしていないとしても、彼らは私を呼び止めることができますか？

はい。あなたが犯罪に関与していると疑う十分な理由がある場合には、警察官はあなたを呼び止めて質問することができます。彼らの質問に答えることを拒否することもできますが、たとえ何もしていなかったとしても、彼らはあなたを疑っているので、できる限り質問に答えるべきです。実際には、犯罪の予防と鎮圧という法的責任を負う警察官は、そう簡単には真相究明を諦めず、あらゆる手を尽くして容疑者を止めようとするため、彼らの尋問を断ることは難しいでしょう。そのため、質問を拒否すると停車時間が長くなる場合があります。なぜ呼び止められ、質問されたのかを尋ねることができることを覚えておいてください。

警察官は、その人が犯罪に関与していると疑う十分な理由がある場合、その人を呼び止めて尋問することができます。ただし、質問に答える義務はありません。（警察官職務執行法第 2 条第 1 項及び第 2 条第 3 項）

back to top

一般に、日本の最高裁判所は、警察官職務執行法第 2 条に基づき、警察官は不審者を呼び止め、尋問するために合理的な実力行使ができると判示しています。最高裁判所は「合理的な武力」とは何かを明確に定義していないのですが、たとえば、以下の場合に、警察官が使用した武力は、合理的であると最高裁判所にみなされました：

- 警察官は自転車で猛スピードで走行していた男の行動や様子を不審に思い、車を止めて職務質問し、同署まで同行した。男が突然警察署から逃走したため、警察官は約 130 メートル追跡し、後ろから腕を掴んで制止した（1954 年 7 月 15 日）。
- 警察官は、信号無視して車から降りてきた車の運転手に対し、酒の臭いがしたため呼び止め、運転免許証の提示を求めた。運転者が警察官から運転免許証を受け取り、エンジンをかけようと車に乗り込もうとしたため、警察官は運転席の窓から手を伸ばし、エンジンキーを切った（1978 年 9 月 22 日）。
- 交通整理等に従事していた警察官が通行人に唾を吐きかけられたので、胸を掴み歩道に突き飛ばした（1989 年 9 月 26 日）。
- 警察官は、覚せい剤使用容疑者を取り調べる際、容疑者が宿泊していたホテルの部屋の内側から押さえつけられていたドアを押し開け、ドアが開かないよう内玄関と客室の間の敷居に足を置いた。（2003 年 5 月 26 日）*

主な情報源

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

※詳しい事例情報は無料で検索できますが、日本語のみとなります。法律事務所の記事の中には、日本語で「相当な強制力」について説明しているものもあります。

なぜ呼び止められたのか、聞くことはできますか？

はい。あなたを止めた理由を尋ねることはできます。あなたが逮捕または拘留されている場合、彼らはその理由をあなたに教えてくれます。

警察官は、その人が犯罪に関与していると疑う十分な理由がある場合、その人を呼び止めて尋問することができます。（警察官職務執行法第 2 条第 1 項）警察官に呼び止められた理由を尋ねることは、警察官職務執行法では禁じられていません。

人は拘留される前に、該当する事件について知らされなければなりません。（刑事訴訟法第 61 条）

警察官が令状によって逮捕した場合には、容疑者に令状を提示しなければなりません。逮捕状には「起訴された犯罪内容、犯罪の容疑事実の概要」が記載されています。（刑事訴訟法第 200 条第 1 項及び第 201 条第 1 項）

主な情報源

back to top

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

私たちが一緒に警察に呼び止められた場合、その人を擁護できますか?

警察官の職務を妨害しない限り、警察官に呼び止められた別の若者を擁護することができます。ただし、逮捕・勾留された後は弁護することはできません。

警察官がその人を止めている間、あなたはその人を擁護することができます。警察官は、その人が犯罪に関与していると疑う十分な理由がある場合、その人を呼び止めて尋問することができます。（警察官職務執行法第 2 条第 1 項） 警察官が呼び止めて職務質問する場合に、一緒に他人を弁護することを警察官職務執行法は禁止していません。

ただし、正式な手続きが完了した後は、その人を弁護することはできません。逮捕または勾留されている者には弁護士を依頼する権利があり、弁護士を雇うのが困難な場合には、日本政府が費用を負担して弁護士を雇うことができます。弁護人は弁護士の中から選任されなければなりません。（刑事訴訟法第 31 条第 1 項、第 77 条第 1 項及び第 203 条第 1 項）

主な情報源

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

もし呼び止めが不当だと思う場合、どうすればよいですか?

警察官がなぜあなたを止めるのかを尋ねることはできますが、彼らに異議を唱えるべきではありません。質問を拒否すると拘束期間が長くなる場合があります。あなたが犯罪に巻き込まれていると考えられる場合、彼らにはあなたを止めて質問する権限があります。また、これに抵抗した場合には刑事責任を問われる可能性があります。

警察官は、その人が犯罪に関与していると疑う十分な理由がある場合、その人を呼び止めて尋問することができます。（警察官職務執行法第 2 条第 1 項）

一般的に、日本の最高裁判所は、警察官職務執行法第 2 条に基づき、警察官は不審者を制止し尋問するために合理的な実力行使ができると判示しています。ただし、最高裁判所は「合理的な強制力」とは何かを明確に定義していません*。

停止に異議を唱え、警察官に暴行または脅迫した場合は、公の場での妨害または強要として起訴される可能性があります。（刑法第 95 条第 1 項）

警察官の職務執行に対して苦情がある者は、地方公安委員会に書面で苦情を申し立てることができます。（警察法第 79 条第 1 項）

back to top

主な情報源

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

※無料で入手できる判例はありませんでした。法律事務所の記事の中には、日本語で「相当な強制力」について説明しているものがあります。

- 刑法

  刑法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 警察法（英語バージョンはありません）

  Microsoft Word - 警察 I~V.doc (npa.go.jp)

今後の苦情のために警察官の身元情報を入手できますか?

はい。警察官に呼び止められた場合は、警察バッジと身分証明書の提示を求めることができます。地方公安委員会に苦情を申し立てることもできます。

警察官は常に警察バッジと身分証明書を携帯し、職務遂行上身分証明書の提示が必要な場合には提示しなければなりません。（警察バッジ規則第 5 条、第 6 条）

警察官の職務執行に対して苦情がある者は、地方公安委員会に書面で苦情を申し立てることができます。（警察法第 79 条第 1 項）

主な情報源

- 警察手帳規則　（英語版はありません）

  警察手帳規則 | e-Gov 法令検索

- 警察法（英語版はありません）

  Microsoft Word - 警察 I~V.doc (npa.go.jp)

自分が逮捕されているかどうかをどうやって知ることができますか?

Proposed Information

It is important to follow this advice:

- あなたが警察官による拘留から離れられないと感じる場合、または一般的に、あなたの立場にある良識ある人が立ち去れないと感じるであろう場合、あなたは警察の拘留下にあります。
- 次のようなことが起こった場合、法律に基づいて逮捕されている可能性があります。
  - 警官があなたに手錠をかけた；
  - 警官があなたを強制的に押さえつけている；

back to top

- 警察官があなたをパトカーの後部座席に強制的に押し込んだ；または
- あなたは宿泊施設にて、長期間の捜査下に置かれている。

- 警察官は、警察があなたに尋問する前に、あなたの権利について警告するだけで済みます。これは、警察官があなたの権利を警告する前に、あなたを逮捕できることを意味します。
- 権利警告のない逮捕は依然として有効な逮捕です。それは、そこから収集された証拠が後で法廷で認められるかもしれないことを意味しています。

自分が逮捕されているかどうかわからない場合はどうすればよいですか?

あなたはおそらく自分がいつ逮捕されたのか分かると思います。警察官は、あなたが逮捕されていることを知らせるために、あなたを逮捕するための令状を提示する必要があります。令状なしでの逮捕は、犯罪行為中または犯罪行為直後に逮捕されない限り違法です。

警察官が令状で逮捕する場合には、容疑者に令状を提示しなければなりません。（刑事訴訟法第 201 条第 1 項）

何人でも、逮捕状なしに犯罪者を逮捕することができます。（刑事訴訟法第 213 条）

主な情報源

刑事訴訟法

刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

拘留と逮捕の違いは何ですか？

拘留と逮捕には大きな違いはありません。どちらもあなたを捜査し、犯罪者として起訴するためです。したがって、どちらの場合でも、自分自身を弁護するために弁護士を雇う必要があります。

警察官は、誰かが犯罪を犯したと考えられる理由/十分な理由がある場合、その人を拘留/逮捕することができます（刑事訴訟法第 60 条第 1 項及び第 199 条第 1 項）

主な情報源

刑事訴訟法

刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

手錠を掛けられたら、逮捕されたということですか？

おそらくそうでしょう。一般的に警察官は人を拘束したり逮捕したりする際に手錠を使用します。

警察官は、誰かが犯罪を犯したと考えられる理由/十分な理由がある場合、その人を拘留/逮捕することができます（刑事訴訟法第 60 条第 1 項及び第 199 条第 1 項）

主な情報源

刑事訴訟法

back to top

刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

私の自由が制限されている場合、私は逮捕されていますか?

それは、あなたの自由がどの程度制限されているかによって異なります。警察官があなたを呼び止めて離さない、または、自分の行動が制限されていると感じただけの場合は、逮捕されている可能性は高くありません。もし彼らがあなたに令状を見せたり、あなたが犯罪の容疑者であると説明したりしてあなたの自由を制限した場合、逮捕または拘留されている可能性が高くなります。

警察官は、あなたが犯罪に関与していると考えられる理由がある場合、あなたを呼び止めて質問することがあります。ただし、彼らの質問に答える義務はありません。（警察官職務執行法第 2 条 1 項及び第 2 条 3 項）

事件について知らされ、陳述が取られない限り、拘留されることはありません。（刑事訴訟法第 61 条）

警察官が令状で逮捕する場合には、容疑者に令状を提示しなければなりません。（刑事訴訟法第 201 条第 1 項）

主な情報源

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

自分の権利について警告を受けた後にすべきこと

Proposed Information

It is important to follow this advice:

- あなたは、黙秘権やその他の権利（弁護士に依頼する権利など）を使用したい旨を伝えることで、その権利を使用することができます。ただ、沈黙を守る権利を行使するには、そうするように意思表示する必要はありません。
- たとえば、「はい、私は自分の権利を理解していますが、話す準備はできています」と言うことで、自分の権利を放棄する（つまり、権利を使用しない）こともできます。弁護士のアドバイスがなければ、これは良い考えではありません。
- 権利を放棄することが何を意味するのかを必ず理解してください。

警察に私の権利を読み挙げられた場合、状況はどう変わりますか?

逮捕または拘留された後、あなたには弁護を受ける権利と黙秘する権利があります。生活に困窮している場合は、日本政府が費用を負担して弁護士を雇うことができます。

back to top

逮捕または拘禁されている人は、常に黙秘していたり、質問に答えることを拒否したりすることができます。（日本国憲法第 38 条、刑事訴訟法第 198 条の 2）

逮捕または勾留されている者には弁護士を依頼する権利があり、弁護士を雇うのが困難な場合には、日本政府が費用を負担して弁護士を雇うことができます。（刑事訴訟法第 77 条第 1 項及び第 203 条第 1 項）

ただし、刑事訴訟法には、警察官、検察官、裁判官が、あなたが弁護士と面会する前にあなたに質問することを禁止する規定はないことに留意してください。

主な情報源

刑事訴訟法

- 刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)
- 日本国憲法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

警察が私の権利を読み上げたときに、私がどこにいるかは重要ですか?（道路、駅、パトカーなど

いいえ、逮捕者の権利をどこで読み挙げるべきかという制限はありません。逮捕または拘留された後、あなたには弁護を受ける権利があります。生活に困窮している人には、日本政府が費用を負担して弁護士を雇うことができます。

逮捕または拘禁されている人は、常に黙秘していたり 、質問に答えることを拒否したりすることができます。（日本国憲法第 38 条、刑事訴訟法第 198 条の 2）

逮捕または勾留されている者には弁護士を依頼する権利があり、弁護士を雇うのが困難な場合には、日本政府が費用を負担して弁護士を雇うことができます。（刑事訴訟法第 77 条第 1 項及び第 203 条第 1 項）

主な情報源

刑事訴訟法

- 刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)
- 日本国憲法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

警察の尋問

Proposed Information

It is important to follow this advice:

- 供述をしたり、警察の質問に答えたり、警察の捜査に参加したりする必要はなく、逮捕されない限り警察と一緒にどこへ行く必要もありません。
- 警察があなたを逮捕し、あなたが 20 歳未満の場合、警察は通常、ただちにあなたの親、世話人、または法定後見人に通知します。

back to top

発言必要はありますか？

いいえ、自分の意志に反して発言する必要はありません。

日本国憲法第 38 条により、何人も自己に不利な証言を強要されてはならず、また自白の強要は証拠として採用されません。自白が任意に行われたかどうかを判断するのは、捜査当局から独立した裁判所です。

日本国憲法第 38 条の規定により、刑事訴訟法第 198 条第 2 項は、取り調べにおいて、本人の意思に反して供述をすることを要しない旨を通知する旨を規定しています。

また、容疑者には、黙秘の権利、及び弁護士を任命し、他人の立ち会いなしで相談する権利もあります。（日本国憲法第 34 条、第 37 条第 3 項、第 38 条第 3 項、刑事訴訟法第 30 条第 1 項、第 39 条第 1 項、第 77 条第 1 項、第 198 条第 2 項、第 203 条第 1 項、第 311 条（ 1)。)

死刑や無期懲役などの一定の重大犯罪の場合には、被疑者の取り調べの録音・録画が義務付けられています。義務ではない場合でも、検察は多くの場合、取り調べの録音・録画を行っています。

よって、捜査当局による適切な取り調べを確保するための措置が講じられています。したがって、日本では自白が過度に重視されているわけではありません。

主な情報源

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 日本国憲法

  THE CONSTITUTION OF JAPAN (kantei.go.jp)

- 第二情報源

  https://www.moj.go.jp/EN/hisho/kouhou/20200120enQandA.html#Q6

警察は保護者に通知しなければなりませんか

あなたが未成年で拘留または逮捕された場合、警察官が保護者に通知しなければならないという法律はありませんが、慣例として、警察官は未成年の保護者に通知します。

刑法および刑事訴訟法上、未成年者とは 20 歳未満を指します。 （少年法第 2 条第 1 項）

主な情報源

少年法

少年法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

自白しなければいけませんか

いいえ、刑事訴訟法第 198 条第 2 項によれば、取り調べにおいて意思に反して供述する必要はありません。

主な情報源

back to top

刑事訴訟法

刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

どの大人に一緒にいてほしいと頼めますか

捜査中は弁護士に付添人として同行してもらうべきです。あなたが 14 歳未満の場合、家庭裁判所が認めた場合には、弁護士の代わりに保護者が付添人になることができます。家庭裁判所があなたを起訴すべきと決定した場合には、付添人が弁護人になります。

逮捕または勾留されている者には弁護士を選任する権利があり、弁護士を雇うのが困難な場合には、日本政府が国選弁護人を任命します。（刑事訴訟法第 77 条第 1 項及び第 203 条第 1 項。）

少年とその保護者は、少年が 14 歳未満で犯罪を犯した疑いがある場合に、いつでも警察官の取調べに立ち会う付添人を任命することができます。（少年法第 6 条の 3）

弁護士はいつでも付添人となる資格があります。家庭裁判所が認めた場合には、少年の保護者も付添人となることができます。（少年法第 10 条第 1 項及び第 2 項）

家庭裁判所が少年を起訴すべきと決定した場合には、少年又は保護者が選任した弁護士である付添人が少年の弁護人となります。（少年法第 45 条第 6 項）

主な情報源

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 少年法

  少年法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

私が法的未成年の場合、警察は誰に連絡しなければなりませんか?

あなたが法的未成年者であり、拘留または逮捕された場合、警察官が誰かに連絡しなければならないという法律はありませんが、慣例として、警察は未成年者の保護者に通知します。

弁護士にいつどのように連絡すればよいですか?

Proposed Information

It is important to follow this advice:

- 刑事事件や捜査において誰かに発言する前に、必ず弁護士に相談するべきでしょう。
- これは、(i) 警察官はあなたに質問したいだけである、および/または (ii) あなたは単なる証人であると言われた場合にも当てはまります。
- 弁護士を雇う余裕がない場合は、裁判所に出廷して弁護士を選任してもらう必要がありますが、警察で取り調べを受けたり逮捕されたらすぐに弁護士を呼んでほしいと依頼するべきでしょう。逮捕された場合、あなたには黙秘し、弁護士が立ち会う

back to top

まで話をしない権利があります。さらに、あなたは弁護士を任命し、職員の立ち会いなしで弁護士と相談する権利を有しますが、検察官または警察官は、捜査のために必要な場合には、相談の日時、場所および時間を指定することができます（法典）刑事訴訟法第 39 条第 1 項および第 39 条第 3 項)。

私がただの証人だったらどうですか？

裁判所の求めに応じて、宣誓して法廷で証言しなければなりません。ただし、証言が自分や親族等を害する場合や、弁護士と依頼者の秘密通信など特権事項に該当する場合を除きます（刑事訴訟法第 146 条）。 、147 および 149）。正当な理由なく証言を拒否したり、宣誓して嘘をついた場合には、刑事責任や罰金が科せられることがあります（刑法第 169 条、刑事訴訟法第 146 条、第 147 条、第 149 条）。裁判所の求めに応じて法廷で証言する場合には、証言費用を請求することができます（刑事訴訟法第 164 条第 1 項）。あなたが単なる証人である場合、あなたには弁護を受ける権利はありません。

裁判所は、刑事訴訟法に別段の定めがある場合を除き、何人でも証人として尋問することができます。（刑事訴訟法第 143 条）

裁判所は、刑事訴訟法に別段の定めがある場合を除き、証人に宣誓をさせなければなりません。（刑事訴訟法第 154 条）正当な理由なく宣誓又は証言を拒んだ者は、10 万円以下の罰金又は拘留に処されます（刑事訴訟法第 161 条第 1 項）。証人として呼び出された者が正当な理由なく出廷しない場合は、10 万円以下の罰金又は拘留に処されます。（刑事訴訟法第 151 条第 1 項。）

何人も、その証言によりその者またはその親族が刑事訴追または有罪判決を受ける恐れがある場合には、証言を拒否することができます。（刑事訴訟法第 146 条、第 147 条）

医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（日本で登録された外国弁護士を含む）、弁理士、公証人、宗教的職業に従事する者、またはこれらの職業に従事していた者は、当該者が職務上の委託を受けて知り得た機密情報に関する事項について証言することを拒否することができます。（刑事訴訟法第 149 条）

法律に従って宣誓した証人が虚偽の証言をした場合、その人は偽証罪に問われ、刑事責任を負います。（刑法第 169 条）

証人は、旅費、日当、宿泊費などの証言費用を受け取る権利を有します。（刑事訴訟法第 164 条第 1 項。）

主な情報源

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 刑法

  刑法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

警察は常に真実を語らなければならないのでしょうか？

Proposed Information

It is important to follow this advice:

- いいえ。警察が嘘をついて得た自白は、判例に基づいて裁判で証拠として認められない場合がありますが、警察は捜査の過程であなたに対して嘘をつく場合がありま

back to top

せ。これには、あなたに対する訴訟の強さや、彼らが持っている証拠についての嘘も含まれます。

- 場合によっては、警察があなたにもっと話をさせようとして嘘をつくことがあります

警察は私に嘘をつくことができますか？

一般的に、警察官は嘘をつくべきではなく、また嘘をつくことは許されていません。彼らがあなたに嘘をつき、あなたに怪我や損害を与えた場合、民事上および刑事上の責任を問われる可能性があります。さらに、警察が嘘をついて得た自白は裁判の証拠として認められない場合もあります。

警察法は警察官の職権乱用を禁じている。（警察法第 2 条第 2 項）

警察官がその職権を濫用した場合、次刑事責任が問われることがあります。警察官が職権を乱用し、その人に義務のないことをさせたり、その人の権利の行使を妨害したりした場合、警察官は公務員職権乱用として告発されます。（刑法第 193 条）また、警察官がその職権を濫用し、不法に他人を逮捕したり監禁したりした場合には、専門公務員職権乱用罪に問われます。（刑法第 194 条）いずれも重罪です。

また、警察官が嘘をついて損害を被った場合には、国家賠償法に基づき日本政府が民事上の損害賠償責任を負う可能性があります。警察官が故意または過失により不法に損害を与えた場合、日本・地方自治体は国家賠償法に基づく民事責任を問われる可能性があり、あなたが被った損害を賠償しなければなりません。（国家賠償法第 1 条第 1 項）

しかし、日本/地方政府が国家賠償法に基づいて米国国民に補償するかどうかは最終的には不明です。国家賠償法第 6 条によれば、本法は適用されず、外国政府が同一または類似の事件において日本人被害者に対する補償を相互に保証しない場合には、日本政府・地方自治体は外国人被害者に対して補償を行いません。日米間の相互保証があるという裁判例があります。 ただし、裁判では、日本の他の裁判所を拘束する判決を下すことはできません。 (国家救済法ガイド P415)

さらに、特定の判例によれば、警察が嘘をついて得た自白は、自白の任意性に疑問があるため、裁判の証拠として認められない可能性があります。（日本最高裁判所大法廷判決、昭和 45 年 11 月 25 日（刑集 24・12・1670））

主な情報源

- 警察法

  https://www.npa.go.jp/english/keidai/Guidelines_of_Police_Policy/Laws_and_Orders_relevant_to_Police_Issues.pdf

- 刑法

  刑法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 国家賠償法

  国家賠償法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

第二情報源

- 国家救済法のガイド。 P415

  https://yamanaka-bengoshi.jp/wp-content/uploads/2021/03/%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E8%B3%A0%E5%84%9F%E8%A8%B4%E8%A8%9F%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%EF%BC%88

back to top

%E7%AC%AC%EF%BC%94%E7%89%88%E3%83%BB%E5%B9%B3%E6%88%90%EF%BC%92%EF%BC%92%E5%B9%B4%EF%BC%93%E6%9C%88%EF%BC%89.pdf

- 最高裁判所、大法廷判決、1970 年 11 月 25 日（刑集 24・12・1670）。

  https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/835/050835_hanrei.pdf

警察に真実を言わなければいけませんか？

はい。警察の質問に正直に答える必要はありませんが（何も言いたくない場合は黙っていても大丈夫です）、警察に嘘をつくことはお勧めできません。あなたが嘘をついたことが判明した場合、刑事訴追において難しい立場に置かれることになります。また、反省がないとみなされて重い刑が科せられる可能性もあります。さらに、犯罪者の逃走を幇助するために嘘をついた場合には、刑事責任である「犯罪者幇助罪」に問われる可能性があります。

逮捕または勾留中の人は、起訴の前後で常に黙秘したり、質問に答えることを拒否したりすることができます。（刑事訴訟法第 198 条第 2 項、第 311 条第 1 項。）

「罰金もしくはそれ以上の刑に処せられる犯罪を犯した、あるいは監禁から逃れた他人の逃亡」を幇助した場合、刑事責任を負う犯罪保佐罪に問われることになります。（刑法第 103 条）

また、刑事手続き中、法廷で「宣誓中」には真実を語る義務があることにも留意してください。宣誓中に嘘をついた場合、刑法第 169 条により、偽証罪で有罪となる可能性があります。

主な情報源

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 刑法

  刑法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

質問がある場合、または自分の権利が侵害されていると感じた場合、どのように苦情を申し立てればよいですか?

Proposed Information

It is important to follow this advice:

地方公安委員会に書面で苦情を申し立てることができます。この場合、地方公安委員会には英語を話せる職員がほとんどいない可能性があるため、英語が話せる弁護士に依頼するとよいでしょう。

警察官の職務執行に対して苦情がある者は、地方公安委員会に書面で苦情を申し立てることができます。（警察法第 79 条第 1 項）

主な情報源

警察法

Microsoft Word - 警察 I~V.doc (npa.go.jp)

back to top

自主的に警察署に来ました。私にはどのような権利があり、主張することができますか?（翌日までに家族に電話するか、家に帰ってもいいですか？）

任意で警察署に来ても、あくまで任意ですので、いつでも退去を申し出ることができます。家に帰れない場合は、弁護士に電話して、帰宅を許さない警察官の名前を聞くべきです。令状を提示されずに自主的に警察署に出頭した場合、警察官が本人の意に反して外出を許可しないことは違法です。刑事訴訟法にも次のように定められています。

第 198 条 1 項

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査のため必要があるときは、被疑者に対し、出頭を求め、取り調べることができる。ただし、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除き、いつでも出頭を拒否し、又は出頭した後は撤回することができる。

自分が差別や人種差別の被害者であると感じたらどうすればよいですか?

Proposed Information

It is important to follow this advice:

あなたが日本国民である場合、憲法第 14 条は、人種、信条、性別、社会的地位、または門地に基づく差別からあなたを保護します。

2018 年の時点で、警察にはヘイトスピーチやヘイトクライムに対処する特定の部署は存在しませんでした。ヘイトスピーチ解消法は、外国人旅行者ではなく外国からの居住者を対象としており、ヘイトスピーチを禁止しておらず、ヘイトスピーチ行為に対する罰則も定めていないため、いくつかの欠点があります。

あなたが日本人でない場合は、差別や人種差別を大使館に報告できる場合があります。

主な情報源

- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

  本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

第二情報源

- Japan police urge officers to avoid impression of racial profiling (kyodonews.net)

  extension://elhekieabhbkpmcefcoobjddigjcaadp/

  https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CERD/Shared Documents/JPN/INT_CERD_NGO_JPN_31918_E.pdf

私は黒人男性ですが、明らかに他の日本人男性よりも警察官からの職務質問が多いと感じています

日本の法律では差別の明確な定義はありません。警察官は、その人が犯罪に関与していると考えられる十分な理由がある場合には、呼び止めて質問することができます。警察官が十分な正当な理由があると判断する限り、停止自体は法律違反とはみなされません。

back to top

警察官は、人が犯罪に関与している十分な相当な理由がある場合、その人を呼び止めて尋問することができます。（警察官職務執行法第 2 条第 1 項による。）

日本国憲法は、第 14 条で「すべて国民は、法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。

しかし、警察などの公的機関や個人、企業による外国人観光客に対する差別を禁止する法律はありません。日本は人種差別を犯罪とする国際協定や条約に同意していません。

主な情報源

- 日本国憲法

  THE CONSTITUTION OF JAPAN (kantei.go.jp)

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

第二情報源

- https://thediplomat.com/2020/06/japan-holds-anti-racism-rally-protesting-homegrown-police-brutality-in-solidarity-with-black-lives-matter/

差別を伴う状況にどう対応すればよいでしょうか?

Proposed Information

It is important to follow this advice:

地方公安委員会に書面で苦情を申し立てることができます。この場合、地方公安委員会には英語を話せる職員がほとんどいない可能性があるため、英語が話せる弁護士に依頼するとよいでしょう。

警察官の職務執行に対して苦情がある者は、地方公安委員会に書面で苦情を申し立てることができます。（警察法第 79 条第 1 項）

しかし、外国からの旅行者に対する公的機関による差別を禁止する法律はありません。*日本は、人種的優位性に基づく思想の普及を犯罪とするあらゆる形態の人種差別撤廃条約第 4 条のサブパラグラフ(a)と(b)をまだ採択していません。

主な情報源

- 警察法

  Microsoft Word - 警察 I~V.doc (npa.go.jp)

- 第二情報源

  Japan Holds Anti-Racism Rally, Protesting Homegrown Police Brutality in Solidarity With Black Lives Matter – The Diplomat

back to top

警察官が私に対して明らかに差別的な言葉を使いました。これに抗議するにはどうすればよいでしょうか?

地方公安委員会に書面で苦情を申し立てることができます。この場合、地方公安委員会には英語を話せる職員がほとんどいない可能性があるため、英語が話せる弁護士に依頼するとよいでしょう。

警察官の職務執行に対して苦情がある者は、地方公安委員会に書面で苦情を申し立てることができます。（警察法第 79 条）

しかし、外国からの旅行者に対する公的機関による差別を禁止する法律はありません。*日本は、人種的優位性に基づく思想の普及を犯罪とするあらゆる形態の人種差別撤廃条約第 4 条のサブパラグラフ(a)と(b)をまだ採択していません。

主な情報源

- 警察法

  Microsoft Word - 警察 I~V.doc (npa.go.jp)

- 第二情報源

  https://thediplomat.com/2020/06/japan-holds-anti-racism-rally-protesting-homegrown-police-brutality-in-solidarity-with-black-lives-matter/

警察が不適切な捜索を行った場合、何ができるでしょうか?または、不当に拘留された場合はどうですか？

Proposed Information

It is important to follow this advice:

弁護士に相談したほうがいいでしょう。たとえ不当な逮捕、拘禁、捜索を受けたとしても、裁判所は不法な逮捕、拘禁、捜索によって得られた自白や証拠を刑事手続きから除外します。あなたには弁護人を選任する権利があり（刑事訴訟法第 30 条第 1 項、第 31 条の 2 第 1 項）、本人の意思に反して供述をする必要はないことに留意してください（日本国憲法第 38 条第 1 項および刑事訴訟法第 38 条第 1 項及び刑事訴訟法第 198 条第 2 項）。勾留状が発付された場合において、困窮その他の理由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、請求に応じて弁護人を選任しなければなりません（刑事訴訟法第 37 条の 2 第 1 項）。

一般に、犯罪を犯している間、または犯罪直後でない限り、警察官は令状なしに人や場所を拘束、捜索、逮捕することはできません。（刑事訴訟法第 62 条、第 106 条、第 199 条第 1 項、第 212 条第 1 項、第 212 条第 2 項、第 213 条、第 218 条、第 220 条第 1 項及び第 222 条）

誰かが犯罪を犯したと疑う相当な理由または十分な相当な理由がある場合、裁判所は拘留/逮捕状を発行することができます。（刑事訴訟法第 60 条第 1 項/第 199 条第 1 項。）

日本の最高裁判所は、刑事訴訟法に基づく令状政策を覆す重大な違法性があり、今後の違法捜査を防ぐために除外が正当化される場合には、違法に取得された証拠は刑事訴訟から除外

back to top

されるべきであるとの判決を下しました。（※最高裁判所第一小法廷、昭和 53 年 9 月 7 日）

強制、拷問、脅迫のもとでの自白、不当に長期にわたる拘留後の自白、または自白が自発的であるかどうか疑問がある場合は、証拠として認められない場合があります。（日本国憲法第 38 条第 2 項、刑事訴訟法第 319 条第 1 項。）

主な情報源

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)　（注：第 37 条の 2.1 に関して、これは、特定の重大な犯罪に対してのみ弁護人を求める権利が生じると規定する改正前の条文の英訳です。）

- 第二情報源

  ※無料で読める判例はありません。また、英語のリンクもありません。

  除外ルールのソース、37-38 ページ　file:///Users/hamadasumio/Downloads/HS_59-37.pdf

私が正式に起訴されていないのに、私が被告人であると他人に告げるなど、警察官が不適切な方法で捜査し、私の評判が悪影響を受けた場合、どうすればよいでしょうか。

不当捜査の程度によります。弁護士に相談したり、所轄の公安委員会に告訴したりすることができます。また、あなたが犯罪を犯していないのに警察官があなたの名誉を毀損した場合、地方自治体は国家賠償法に基づいて民事責任を問われる可能性があります。

警察官の職務執行に対して苦情がある者は、地方公安委員会に書面で苦情を申し立てることができます。（警察法第 79 条第 1 項）

警察官が故意または過失により不法に損害を与えた場合、日本/地方自治体は国家賠償法に基づいて民事責任を問われる可能性があり、あなたが被った損害を賠償しなければなりません。（国家賠償法第 1 条第 1 項）

しかし、地方自治体が州救済法に基づいて米国国民に補償するかどうかは最終的には不明です。国家賠償法第 6 条によれば、外国人が所属する外国政府による同一又は類似の事件において日本人被害者に対する補償の相互保証がない場合には、本法は適用されず、地方公共団体は外国人被害者に対して補償を行わないとされています。日米間の相互保証があるという裁判例があいます。ただし、裁判では、日本の他の裁判所を拘束する判決を下すことはできません。(国家救済法のガイド、415 ページ。)

主な情報源

- 警察法

  https://www.npa.go.jp/english/keidai/Guidelines_of_Police_Policy/Laws_and_Orders_relevant_to_Police_Issues.pdf

- 国家賠償法

  国家賠償法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

back to top

同意しなかったにもかかわらず、バッグを検査させられました。これは違法ですか?その場合はどうすればよいでしょうか？

はい、違法です。警察官が捜索、押収、検査をしたい場合は、裁判官が発行する令状が必要です。その場合は弁護士に相談し、地方公安委員会に告訴することができます。

警察官の職務執行に対して苦情がある者は、地方公安委員会に書面で苦情を申し立てることができます。（警察法第 79 条第 1 項）

警察官は、犯罪を犯している間、または犯罪直後でない限り、令状なしに捜索、押収、検査を行うことはできません。（刑事訴訟法第 199 条、第 210 条第 1 項、第 220 条第 1 項及び第 220 条第 3 項。）

主な情報源

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 警察法

  Microsoft Word - 警察 I~V.doc (npa.go.jp)

警察官は私を脅し、高圧的な言葉をかけ、怒鳴りつけました。このような言動は不適切でしょうか？その場合はどうすればよいでしょうか？

警察官の不正行為の程度によります。度を越した場合には警察官が刑事責任を問われ、警察官が所属する地方自治体が民事責任を問われる可能性があります。弁護士に相談したり、所轄の公安委員会に告訴したりすることができます。

警察官の職務執行に対して苦情がある者は、地方公安委員会に書面で苦情を申し立てることができます。（警察法第 79 条第 1 項）

警察官がその職権を濫用した場合、以下のとおり刑事責任を問われることがあります。警察官が職務の遂行において、被告人、被疑者、その他の者に対して暴行または身体的または精神的残虐行為を行った場合、その警察官は専門公務員による暴行および残虐行為として起訴されます。（刑法第 195 条第 1 項）

また、警察官が故意または過失により不法に損害を与えた場合、日本・地方自治体は国家賠償法に基づく民事責任を問われ、被った損害を賠償しなければならない場合があります。（国家賠償法第 1 条第 1 項）

しかし、日本/地方政府が国家賠償法に基づいて米国国民に補償するかどうかは最終的には不明です。国家賠償法第 6 条によれば、同一または類似の事件において被害者に対する日本人被害者への補償の相互保証が外国政府からない場合、本法は適用されず、日本政府・地方自治体は外国人被害者に対して補償を行わない。日米間の相互保証があるという裁判例があります。ただし、裁判では、日本の他の裁判所を拘束する判決を下すことはできません。(国家救済法のガイド、415 ページ。)

主な情報源

- 刑法

  刑法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

back to top

- 警察法

  https://www.npa.go.jp/english/keidai/Guidelines_of_Police_Policy/Laws_and_Orders_relevant_to_Police_Issues.pdf

- 国家賠償法

  国家賠償法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

自主的に警察署に来ましたが、家に帰ることができませんでした。どうすればいいですか？

弁護士に電話して、帰宅を許さない警察官の名前を聞くべきです。令状を提示されずに自主的に警察署に出頭した場合、警察官が本人の意に反して外出を許可しないことは違法です。また、警察官が令状を持っていない限り、警察署に行く義務はないことに注意してください。

警察官が、犯罪に関与している相当の事由があると判断し、かつ、その場で取り調べをすることが本人に不利益をもたらしたり、交通の妨げになると判断した場合には、近隣の警察までの同行を要請することができます。取り調べを目的とした駅、交番、住宅交番。ただし、本人は同行する義務はありません。（警察官職務執行法第 2 条第 2 項及び第 3 項）

司法警察職員は、犯罪捜査のため必要があるときは、被疑者に対し出頭を求め、尋問することができます。ただし、被疑者は、逮捕または勾留されている場合を除き、いつでも撤回することができます。（刑事訴訟法第 19

主な情報源

- 警察官職務執行法

  警察官職務執行法 - 日英対照表 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

- 刑事訴訟法

  刑事訴訟法 - 日本語/英語 - 日本法令外国語訳 DB システム (japaneselawtranslation.go.jp)

back to top

Disclaimer

The materials and content provided on this website are for general information only and are not intended as legal advice. Although we strive to provide accurate and up to date legal information, we cannot promise it is error free or that it is suitable for your specific concerns. Therefore, you should contact an attorney to obtain legal advice for any issue specific to your situation. If you use the materials and information provided on this site or links to other websites, it does not create an attorney-client relationship between us or any providers of information you find on this website, and we take no responsibility for any information linked to this website.

The materials and content are provided as-is with no warranty of any kind. We disclaim all express and implied warranties, including the implied warranties of merchantability, fitness for particular purpose. Under no circumstances will we or our contributors be liable for any consequential, indirect, incidental, special or punitive damages or list profits, whether foreseeable or unforeseeable, under any legal theory. Some states do not allow the exclusion of implied warranties or the limitation of incidental or consequential damages, so the above limitation and exclusions may not apply to you.

Please note that the Real Rights Platform is in development and does not represent the final version of the work product. We will continue to update this Real Rights Platform as updates and edits are received across the globe.

Baker McKenzie International is a Swiss Verein with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner, or equivalent, in such a law firm. Similarly, reference to an "office" means an office of any such law firm.

Law is generally described as of November 2022.

back to top